

8 食品衛生検査施設における試験検査の業務管理（GLP）〔管理課疫学情報担当〕

食品衛生法に係る検査等の信頼性を確保するため、京都市衛生環境研究所食品検査等業務管理要綱を作成し、この要綱に基づき、信頼性確保部門としてGLP委員会を設置し、試験検査業務の内部点検及び外部精度管理調査等を実施している。

(1) GLP 委員会について

「京都市衛生環境研究所 GLP 委員会設置規則」に基づき、委員の選出及び委員会の開催を行った。

ア 委員の構成

- (ア) 委員長（所長）
- (イ) 次長（次長）
- (ロ) 信頼性確保部門責任者（管理課担当課長）
- (ハ) 検査部門責任者（環境部門担当課長）
- (ニ) 理化学的検査区分責任者（生活衛生部門担当課長）
- (ホ) 微生物学的検査区分責任者（微生物部門担当課長）
- (ヘ) 動物を用いる検査区分責任者（生活衛生部門担当課長）
- (ロ) その他の委員（委員長が指名する者）

イ 委員会の開催

平成 24 年 6 月 1 日に委員会を開催し、平成 23 年度の取組み報告及び平成 24 年度の実施計画の確認を行った。

(2) 内部点検について

試験検査の信頼性の確保を図る目的で、試験検査業務の内部点検を実施している。

平成 24 年度は、「内部点検実施規則」に基づき、生活衛生部門（本所及び第一検査室）及び微生物部門に対し、各々 2 回の立入り調査を行った。

(3) 外部精度管理調査について

試験検査データの信頼性を確保するため、財団法人食品薬品安全センター秦野研究所が実施する外部精度管理調査に参加している。

平成 24 年度は、理化学調査 6 項目、微生物学調査 5 項目の計 11 項目に参加した。

また、財団法人食品薬品安全センター秦野研究所が実施する平成 24 年度遺伝子組換え食品検査外部精度管理調査に参加した。

